

## 担当部署: 教育委員会事務局 生涯学習課

処分の概要	使用料の減免
例 規 名 根 拠 条 項	村田町都市公園条例 第12条
例規番号	平成7年条例第3号

## 【基準】

第12条及び村田町都市公園条例施行規則第3条の規定による。

(使用料の減免)

第12条 町長は、公園施設の使用者の責めに帰することのできない理由によってそれらの許 可に係る行為又はそれらの利用をすることができなくなった場合その他町長が必要と認め た場合においては、使用料の全部又は一部を免除することができる。

(使用料の減免)

- 第3条 条例第12条の規定により、町長が使用料の全部又は一部を免除することが必要と認め る場合は、次の各号に掲げるとおりとする。
  - (1) 公園施設を設置し、又は管理する場合で、営利を目的としないとき。
  - (2) その他公益上特に必要があると認めたとき。
- 2 条例第12条の規定による減免については、村田町民体育館条例施行規則(昭和54年村田町 教育委員会規則第1号)第14条第1項の規定を準用する。
- 3 使用料の減免を受けようとする者は、使用料減免申請書を町長に提出し、承認を受けなけ ればならない。

標準処理期間

3日

## 備考

## 【共通担当部署】

教育委員会事務局 生涯学習課

建設水道課

設定年月日 令和3年4月2日 最終変更年月日 月 日